

広島西飛行場のヘリポート化に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第七十五号

### 広島西飛行場のヘリポート化に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県行政組織規則の一部改正)

第一条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「広島西飛行場事務所」を「広島ヘリポート管理事務所」に改める。

第十四条土木総務課の項第五号中「広島県広島西飛行場事務所」を「広島県広島ヘリポート管理事務所」に、同条空港振興課の項第五号中「広島県広島西飛行場」を「広島県広島ヘリポート」に改める。

「第六款 広島西飛行場事務所」を「第六款 広島ヘリポート管理事務所」に改める。  
第二百二十四条第一項を次のように改める。

広島県広島ヘリポート(以下「広島ヘリポート」という。)の管理運営等を行うため、広島県広島ヘリポート管理事務所(以下「広島ヘリポート管理事務所」という。)を置く。

同条第二項中「広島西飛行場事務所」を「広島ヘリポート管理事務所」に改める。

第二百二十五条本文中「広島西飛行場事務所」を「広島ヘリポート管理事務所」に、同条第一号及び第二号中「広島西飛行場」を「広島ヘリポート」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を削る。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「広島西飛行場長」を「広島ヘリポート管理事務所長」に改める。

第五条中「広島県大阪情報センター」の下に「、広島県広島ヘリポート管理事務所」を加える。

第二十二条の見出し中「広島西飛行場長」を「広島ヘリポート管理事務所長」に、同条本文中「広島県広島西飛行場長」を「広島県広島ヘリポート管理事務所長」に改め、同条第一号中「(広島西飛行場の制限表面上に出る物件の設置承認基準(平成七年広島県告示第三百九十三号)第四条に規定する物件に係るものを除く。)」を削り、同条第一号の二中「広島県広島西飛行場条例(平成五年広島県条例第二十九号)」を「広島県広島ヘリポート条例(平成二十三年広島県条例第二十八号)」に、同号(三)中「飛行場」を「ヘリポート」に、同号(四)中「航空機」を「ヘリコプター」に、同号(五)中「制止」を「中止」に、同条第二号中「広島県広島西飛行場条例施行規則(平成五年広島県規則第七十八号)」を「広島県広島ヘリポート条例施行規則(平成二十四年広島県規則第七十四号)」に改め、同号(一)及び(二)を削り、同号(三)中「第四条」を「第三条」に改め、同号(一)とし、同号

(四)中「第七条」を「第五条」に、「飛行場」を「ヘリポート」に改め、同号(四)を同号(二)とし、同号(五)中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号(五)を同号(三)とし、同号(六)中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改め、同号(六)を同号(四)とし、同号(七)中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同号(七)を同号(五)とし、同号(八)中「第九条第四項」を「第八条第四項」に改め、同号(八)を同号(六)とし、同号(九)中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号(九)を同号(七)とし、同号(十)中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号(十)を同号(八)とし、同号(十一)中「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同号(十一)を同号(九)とし、同号(十二)中「第十条第六項」を「第九条第六項」に改め、同号(十二)を同号(十)とし、同号(十三)中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号(十三)を同号(十一)とし、同号(十四)中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同号(十四)を同号(十二)とし、同号(十五)中「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同号(十六)を同号(十四)とし、同号(十七)中「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に、「(六)及び(七)」を「(七)及び(六)」に改め、同号(十七)を同号(十五)とし、同号(十八)中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号(十八)を同号(十六)とし、同号(十九)中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号(十九)を同号(十七)とし、同号(二十)中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号(二十)を同号(十八)とし、同号(二十一)中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号(二十二)を同号(二十)とし、同号(二十三)中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同号(二十三)を同号(二十一)とし、同号(二十四)中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同号(二十四)を同号(二十二)とし、同号(二十五)中「広島県広島西飛行場運用規程(平成五年広島県告示第千七百七十号)第六条」を「広島県広島ヘリポート運用規程(平成二十四年広島県告示第八百六十一号)第四条」に改め、同条第四号から第六号までを削り、同条第七号を同条第四号とし、同号の次に次のように加える。

五 前渡資金の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第三条 職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年広島県規則第百七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号ロの表飛行場長及び航空管理監の項を削る。

(建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部改正)

第四条 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則(平成十三年広島県規則第百六十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)第二条第三項の地方機関」の下に「(以下「地方機関」という。)」を加え、

建設工事入札契 約情報広島西飛 行場事務所閲覧	広島県広島西飛 行場事務所
-------------------------------	------------------

を

<p>建設工事 入札契 約情報 広島へ ポータル 管理事 所 務</p>	<p>広島県 ポータル 管理事 務</p>	<p>第二項 から第 四項ま で第三 条第二 項 より成 した資 料の規 定に おいて 掲げた 事務を 行うに おいて 契約の 事務を 行うに 並ぶに 対して 同条第 一項の 規定を 適用す る。又 は、契 約の成 績を担 当した 職員定 料が、</p>
--	-----------------------------------	---

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十一月十五日から施行する。